

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

旭川市

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 訪問型 サービス費 (独自)(I)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1,176 1月につき	
A2	2111 訪問型独自サービス11日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	39 1日につき	
A2	1211 訪問型独自サービス12	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(II)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	2,349 1月につき	
A2	2211 訪問型独自サービス12日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位	77 1日につき	
A2	1321 訪問型独自サービス13	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(III)	要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	3,727 1月につき	
A2	2321 訪問型独自サービス13日割		要支援2(週2回を超える程度)	123単位	123 1日につき	
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12単位減算	-12 1月につき	
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位減算	-1 1日につき	
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23単位減算	-23 1月につき	
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位減算	-1 1日につき	
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		要支援2(週2回を超える程度の場合)	37単位減算	-37 1月につき	
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		要支援2(週2回を超える程度の場合)	1単位減算	-1 1日につき	
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画 未策定減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12単位減算	-12 1月につき	
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位減算	-1 1日につき	
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23単位減算	-23 1月につき	
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位減算	-1 1日につき	
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算13		要支援2(週2回を超える程度の場合)	37単位減算	-37 1月につき	
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		要支援2(週2回を超える程度の場合)	1単位減算	-1 1日につき	
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10% 減算		1月につき
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15% 減算		1月につき
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12% 減算		1月につき
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15% 加算	1月につき
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の15% 加算	1日につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10% 加算	1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の10% 加算	1日につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5% 加算	1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の5% 加算	1日につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位 加算	200 1月につき
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	二 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位 加算	100 1月につき	
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位 加算	200 1月につき	
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	木 口腔連携強化加算			50単位加算	50 月1回限度
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の245/1000 加算		1月につき
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の224/1000 加算		1月につき
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の182/1000 加算		1月につき
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の145/1000 加算		1月につき
A2	6381 訪問型独自サービス処遇改善加算 V-1		(5)(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の221/1000 加算		1月につき
A2	6382 訪問型独自サービス処遇改善加算 V-2		(5)(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の208/1000 加算		1月につき

A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算V3
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算V4
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算V5
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算V6
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算V7
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算V8
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算V9
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算V10
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算V11
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算V12
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算V13
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算V14

(5)(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	—所定単位数の200/1000—加算	1月につき
(5)(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	—所定単位数の187/1000—加算	1月につき
(5)(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	—所定単位数の184/1000—加算	1月につき
(5)(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	—所定単位数の163/1000—加算	1月につき
(5)(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	—所定単位数の163/1000—加算	1月につき
(5)(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	—所定単位数の158/1000—加算	1月につき
(5)(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	—所定単位数の142/1000—加算	1月につき
(5)(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	—所定単位数の139/1000—加算	1月につき
(5)(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	—所定単位数の121/1000—加算	1月につき
(5)(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	—所定単位数の118/1000—加算	1月につき
(5)(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	—所定単位数の100/1000—加算	1月につき
(5)(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	—所定単位数の76/1000—加算	1月につき

※ 介護職員等処遇改善加算V1～V14については、令和7年3月31日まで算定可能。

※ 業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。